

行政情報の無い要支援者の早期発見について

都市化や核家族化の進展を背景として、誰にも気付かれることなく死に至り、相当期間を経過した後に発見される、いわゆる「孤立死」という痛ましい事案が後を絶たない。特に最近では、単身世帯だけではなく、稼動年齢層の方が同居していながら、家族ごと孤立死に至るといった異例な事態も生じている。

各自治体においては、コミュニティやネットワークを活用した見守り活動や買い物支援など、安心して暮らせる地域づくりの取組が進められているが、さまざまな事情により住民登録を行っていない住民や、自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民など、「行政情報の無い要支援者」への対策が喫緊の課題となっている。

これらの「行政情報の無い要支援者」でも電気・ガス・水道といったライフラインは日々の生活で必ず使用することから、これらのライフライン事業者の協力を得て早期発見の仕組みを構築することが重要と考えられるところであり、自治体自らが実施している水道の分野においては、その取組も進められている場合があるが、「個人情報保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」という。）がネックとなり、民間事業者の協力が得られないケースが多い実態にある。

これらの課題の解決には、市町村の枠を超え、自治体と広域的な事業者との包括的な法解釈の明確化や、事業者団体等との連携・協力が必要であることから、「行政情報の無い要支援者」の早期発見に向けて、国において下記に取り組むよう要望する。

- 1 検針時等に居住者の生活上の異変を発見し、生命の危険が予見される場合において、ライフライン事業者による自治体への通報は、個人情報保護法において本人同意なしに第三者への提供が認められているケース（※）に該当することをガイドライン上で明記する等、民間事業者が自治体への通報をしやすくする環境づくりを行うこと。

※ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意が困難であるとき（個人情報保護法第23条第1項第2号）

2 長期、頻繁な料金の滞納等、生活困窮が疑われる事例における自治体への通報について、具体的事例の収集、分析等を通じて、個人情報保護法上の取扱いを明確にすること。

平成24年5月23日

内閣総理大臣 野田佳彦様
厚生労働大臣 小宮山洋子様
経済産業大臣 枝野幸男様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
松原仁様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	熊谷俊人
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫